第四十三条第二号中「又は前二条」を「、第四十一条又は第四十二条」に改める。

第四十九条第一項第一号中「、第四十二条」を「から第四十二条の二まで」に改める。

第七十八条第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写し」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　著作権登録原簿及びその附属書類については、情報公開法の規定は、適用しない。

第八十六条第一項中「、第四十二条」を「から第四十二条の二まで」に改め、同条第二項中「又は第四十二条」を「、第四十二条又は第四十二条の二」に改める。

第八十八条第二項中「及び第三項」を「、第三項及び第六項」に改める。

第百二条第一項及び第四項第一号中「、第四十二条」を「から第四十二条の二まで」に改める。

第百四条中「及び第三項」を「、第三項及び第六項」に改める。

第五章　農林水産省関係

（漁業法の一部改正）

第十二条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「前二項」を「前三項」に、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（種苗法の一部改正）

第十三条　種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

2　品種登録簿又は第五条第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

第四十七条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第六章　通商産業省関係

（鉱業法の一部改正）

第十四条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条に次の一項を加える。

5　鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（特許法の一部改正）

第十五条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第百八十六条に次の一項を加える。

3　特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（意匠法の一部改正）

第十六条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条に次の一項を加える。

3　意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（商標法の一部改正）

第十七条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条に次の一項を加える。

3　商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第十八条　日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第十九条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3　回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第二十条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

4　ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

第七章　運輸省関係

（鉄道抵当法の一部改正）

第二十一条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項及び第二項中「納付シテ鉄道抵当原簿」の下に「及鉄道財団目録」を加える。

第三十八条ノ二に次の一項を加える。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

（道路運送車両法の一部改正）

第二十二条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の三の見出しを「（他の法律の適用除外）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（航空法の一部改正）

第二十三条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「利害関係がある部分に限り」を削る。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第八条の五　航空機登録原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

第八章　建設省関係

（特定多目的ダム法の一部改正）

第二十四条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中第一章第四節の次に一節を加える改正規定（第十九条の三第一項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）この法律の公布の日

二　第十条及び附則第三条の規定　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

三　第十三条の規定　種苗法（平成十年法律第八十三号）又はこの法律の施行の日のうちいずれか遅い日

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第十一条の規定による改正後の著作権法第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第三条　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

内閣総理大臣　小渕　恵三
法務大臣　陣内　孝雄
大蔵大臣　宮澤　喜一
文部大臣　有馬　朗人
農林水産大臣　中川　昭一
通商産業大臣　与謝野　馨
運輸大臣　川崎　二郎
建設大臣　関谷　勝嗣